記者発表資料

平成２９年　４月１７日
青森河川国道事務所

河川敷に悪質な不法投棄（廃タイヤ４７本）を発見！
～警察と合同で調査を行います～

４月１７日（月）１３時１０分頃、南津軽郡田舎館村大字豊蒔（とよまき）地内の浅瀬石（あせいし）川（がわ）左岸（０．６ｋ）に廃タイヤ（乗用車用）４７本が不法投棄されているのを、巡回中の河川巡視員が確認し、黒石警察署に通報しました。
明日（４月18日（火））14時より黒石警察署と合同で調査を行う予定です。
不法投棄は「河川法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する行為です。
今後も悪質な不法投棄に対しては、ただちに警察署に通報し、原因者の特定に努めていきます。

詳細は次のとおりです。

①発見日時　　平成29年4月17日（月）13時10分頃（巡回中の河川巡視員が発見した時刻）

②発見場所　　南津軽郡田舎館村大字豊蒔（とよまき）地内（浅瀬石（あせいし）川（がわ）左岸0．6k）

③投棄状況　　廃タイヤ（乗用車用）47本

④措置状況　　本日中に警告看板を設置。
黒石警察署と4月18日（火）14時から現地で合同調査を予定しています。

⑤その他　　直近（4月14日（金））の当局巡視においては異状が確認されておりません。

※不法投棄は、「河川法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する行為で、以下の罰則に処される場合があります。
◇「河川法」・・・・3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金
◇「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」
・・・・・・・・・5年以下の懲役又は1，000万円以下の罰金
（法人等の場合は3億円以下の罰金）

※発表記者会　：　青森県政記者会、建設関係専門紙、津軽新報社

問い合わせ先
国土交通省　東北地方整備局　青森河川国道事務所
副所長（河川担当）　安部　　剛
ＴＥＬ０１７－７３４－４５９０

藤崎出張所長　加藤　　透
ＴＥＬ０１７２－７５－３３１４

不法投棄現場　位置図

南津軽郡田舎館村大字豊薪地先
（浅瀬石川左岸0．6k）





